

新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第12号

新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の宿日直手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「4, 200円」を「4, 400円」に改め、同項第2号中「5, 900円」を「6, 100円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。